多北九州市公報

発 行 所

北九州市小倉北区城内1番1号 北 九 州 市 役 所

人

	◇告示	ページ
0	居宅サービス事業者、居宅介護支援事業者及び介護予防サービス事業 者の指定【保健福祉局長寿推進部介護保険課】	2
0	指定居宅サービス事業者及び指定居宅介護支援事業者からの廃止の届 出【保健福祉局長寿推進部介護保険課】	4
	◇ 公 告	
0	業務委託契約に係る一般競争入札の公告【消防局救急部救急課】	_
0	開発行為に関する工事の完了【都市戦略局計画部開発指導課】	5
0	大規模小売店舗の新設の届出【産業経済局地域経済振興部サ—ビス産 業政策課】	8

北九州市告示第311号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項、第46条第1項及び第53条第1項の規定により、居宅サービス事業者、居宅介護支援事業者及び介護予防サービス事業者を指定したので、同法第78条第1号、第85条第1号及び第115条の10第1号の規定により、次のとおり告示する。

令和6年7月9日

北九州市長 武 内 和 久

1 訪問介護

事業所番	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	指定年月日
号				
4 0 7 0	ヘルパーステー	北九州市若松区	株式会社 t t	令和6年7
2 0 2 4	ション 若松の	青葉台西六丁目	t	月 1 日
3 9	愛糸	2番19号		

2 訪問看護及び介護予防訪問看護

中米二亚	古光ごのなか	す光式の記をい	古光光のなか	***
事業所番	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	指定年月日
号				
4 0 6 6	訪問看護ステー	北九州市八幡西	ORTUS合	令和6年7
6 9 1 0	ションこころ	区鷹の巣三丁目	同会社	月 1 日
9 0		3番21号		
4 0 6 6	パステル訪問看	北九州市八幡東	株式会社パス	令和6年7
6 9 1 1	護ステーション	区帆柱二丁目1	テル	月 1 日
0 8	八幡	番 3 号		
4 0 6 7	訪問看護ステー	北九州市小倉北	株式会社グロ	令和6年7
7 9 1 3	ションKizu	区高浜二丁目3	ーケア	月 1 日
1 1	k i	番14号 コー		
		トハウス赤坂コ		
		テージ2号棟		

3 通所介護

事業所番	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	指定年月日
号				
4 0 7 0	デイサービス若	北九州市若松区	株式会社 t t	令和6年7
2 0 2 4	松のたいよう	青葉台西六丁目	t	月 1 日
4 7		2番19号		

4 居宅介護支援

事業所番	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	指定年月日
号				
4 0 7 0	こいしの郷 ケ	北九州市若松区	合同会社こい	令和6年7
2 0 2 4	アプランセンタ	原町8番26号	しの郷	月 1 日
2 1	1			
4 0 7 0	ミック健康の森	北九州市小倉南	株式会社mi	令和6年7
5 0 6 1	下曽根 ケアプ	区田原新町二丁	k japa	月 1 日

	3	6 ランセンタ	目 1 0 番 1 5 号	n
--	---	---------	---------------	---

北九州市告示第312号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条第2項及び第82条第2項 の規定により、指定居宅サービス事業者及び指定居宅介護支援事業者から廃止 の届出があったので、同法第78条第2号及び第85条第2号の規定により、 次のとおり告示する。

令和6年7月9日

北九州市長 武 内 和 久

1 訪問介護

事業所番	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	廃止年月日
号				
4 0 7 0	訪問介護ステー	北九州市門司区	介護サービス	令和6年6
1 0 1 4	ション桑の実	花月園4番10	花月園株式会	月30日
7 4		号	社	

2 通所介護

事業所番	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	廃止年月日
号				
4 0 7 0	デイサービスセ	北九州市八幡西	株式会社さわ	令和6年6
7 0 3 0	ンターさわやか	区清納二丁目1	やか倶楽部	月30日
5 5	さくら山荘	1番13号		

3 居宅介護支援

事業所番	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	廃止年月日
号				
4 0 7 0	こいしの郷 ケ	北九州市若松区	株式会社エイ	令和6年6
2 0 2 2	アプランセンタ	原町8番26号	アンドエフ	月30日
2 3	<u> </u>			
4 0 7 0	ミック健康の森	北九州市小倉南	株式会社ミッ	令和6年6
5 0 5 0	下曽根ケアプラ	区田原新町二丁	ク・ジャパン	月30日
6 2	ンセンター	目10番15号		
4 0 7 0	ケアマネステー	北九州市八幡西	株式会社He	令和6年6
7 0 7 6	ション ぽっぽ	区浅川二丁目1	art ca	月30日
1 9	スマイル	0番22号	r e	

北九州市公告第509号

一般競争入札により、北九州市患者情報管理システム構築及び運用・保守業務契約を締結するので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び北九州市契約規則(昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。)第4条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和6年7月9日

北九州市長 武 内 和 久

1 調達内容

- (1) 業務名 北九州市患者情報管理システム構築及び運用・保守業務
- (2) 業務の内容 入札仕様書で定めるとおり
- (3) 履行期間 契約締結日から令和7年3月31日
- (4) 履行場所 北九州市の指定する場所
- (5) 入札方法 落札者の決定は、総合評価競争方式をもって行うので、 提案に係る性能、機能、技術等に関する書類及び入札書(以下「総合評価 のための書類」という。)を提出すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則(平成7年北九州市規則第11号)第6条第1項の有資格業者名簿に記載されていること。
- (3) 北九州市から指名停止を受けている期間中でないこと。
- 3 総合評価のための書類の提出場所等
 - (1) 契約条項を示す場所及び期間
 - ア 場所 北九州市小倉北区大手町3番9号北九州市消防局救急部救急課
 - イ 期間 この公告の日から令和6年7月26日まで(日曜日、土曜日及 び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休

日(以下「日曜日等」という。)を除く。)の毎日午前8時30分から 正午まで及び午後1時から午後5時まで

- (2) 入札関係資料の交付方法等 前号アの場所において無償で交付する。電子メールでの交付を希望する場合は、北九州市消防局救急部救急課(電話 093-582-3820)に連絡すること。
- (3) 競争参加の申出書の提出 この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者は、令和6年7月26日まで(日曜日等を除く。)に、競争参加の申出書を北九州市消防局救急部救急課に提出しなければならない。郵送による場合は、第1号アの場所に書留郵便により、同日午後5時までに必着のこと。
- (4) 入札説明会 入札説明会は実施しない。
- (5) 総合評価のための書類提出
 - ア 持参による場合 この広告に係る一般競争入札に参加を希望する者は 令和6年8月1日午後2時まで(日曜日等を除く。)に北九州市消防局 救急部救急課に提出しなければならない。
 - イ 郵送による場合 第1号アの場所に書留郵便により、令和6年8月1 日午後2時までに必着のこと。
- (6) 入札及び開札の場所及び日時
 - ア 場所 第1号アの場所と同じ
- イ 日時 令和6年8月1日午後2時
- 4 その他
 - (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
 - ア 言語 日本語
 - イ 通貨 日本国通貨
 - (2) 入札保証金及び契約保証金
 - ア 入札保証金 入札価格の100分の5以上。ただし、契約規則第5条 第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。
 - イ 契約保証金 契約金額の100分の5以上。ただし、契約規則第25 条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。
 - (3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札
- イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札
- ウ 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札
- (4) 落札者の決定方法

- ア 患者情報管理システム構築に係る総合評価競争方式審査検討会設置要 綱第6条第1項に定めるとおり、入札金額と総合評価のための書類をも って総合評価を行い、総合評価の最も高いものを落札者とする。
- イ 総合評価の方法は、加算方式とする。
- ウ 詳細は、入札説明書による。
- (5) 契約書作成の要否 要
- (6) 契約書作成に要する費用は、全て落札者の負担とする。
- (7) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在 地等

北九州市消防局救急部救急課

〒803-8509 北九州市小倉北区大手町3番9号

電話 093-582-3820

北九州市公告第511号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したことを公告する。

令和6年7月9日

北九州市長 武 内 和 久

開発区域又は工区に含まれる地域の 名称	開発行為者
北九州市八幡西区御開二丁目253	北九州市八幡西区萩原一丁目10番6号
9番2、2539番3及び2542	株式会社さわやかファーマシー
番2	代表取締役 上山沙耶歌

北九州市公告第512号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定による大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持の ため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を北九州市長に提出す ることができる。

令和6年7月9日

北九州市長 武 内 和 久

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 (仮称)北九州市若松区白山1丁目店舗 北九州市若松区白山一丁目433番13ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者 JR九州ビルマネジメント株式会社 代表取締役 古賀大貴 福岡市博多区吉塚本町13番27号
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者
 - (1)株式会社ドラッグストアモリ 代表取締役 森 竜馬 福岡県朝倉市一木1148番地の1
 - (2) JR九州リテール株式会社 代表取締役 前田勇人 福岡市博多区博多駅東一丁目1番14号
- 4 大規模小売店舗の新設をする日 令和7年3月1日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計1,534平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の収容台数62台
 - (2) 駐輪場の収容台数15台
 - (3) 荷さばき施設の面積80平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の容量

- 6.96立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 午前0時から午後12時まで
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前0時から午後12時まで
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数2箇所
 - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯24時間
- 8 届出年月日令和6年6月28日
- 9 縦覧場所
 - (1) 北九州市小倉北区城内1番1号北九州市産業経済局地域経済振興部サービス産業政策課
 - (2) 北九州市若松区浜町一丁目1番1号 北九州市若松区役所総務企画課
- 10 縦覧期間

この公告の日から令和6年11月11日まで(日曜日、土曜日及び国民の 祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。) の毎日午前8時30分から午後5時まで

11 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を令和6年11月11日までに北九州市産 業経済局地域経済振興部サービス産業政策課に到着するように提出すること

- (1) 氏名又は団体名及び団体にあっては、その代表者の氏名
- (2) 住所又は所在地
- (3) 連絡先電話番号
- (4) 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (5) 意見